

【施策05】 人権尊重・多文化共生

～互いの人権を尊重し、ともに生きるまち～

- ◆展開方向01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
- ◆展開方向02 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。

展開方向01	1 朝鮮人学校就学補助金	7
	2 平和啓発推進事業費	9
	3 多文化共生社会推進事業費	11
	4 男女共同参画社会づくり関係事業費	13
	5 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	15
	6 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画策定事業費	16
展開方向02	1 人権教育・啓発推進事業費	17
	2 人権啓発事業費	19
	3 じんげんを考える市民のつどい事業費	21
	4 尼崎人権啓発協会補助金	23
	5 人権啓発活動事業費	25
	6 人権啓発リーダー育成事業費	27
	7 人権・平和教育推進事業費	29
	8 地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費	31
	9 地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費	32
	10 地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費	33
	11 地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費	34
	12 地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費	35
	13 地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費	36
	14 地域総合センター整備事業費	37

(このページは白紙です)

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	朝鮮人学校就学補助金	1B21	事業分類	補助金・助成金
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市国際化基本方針(評価:無)		款	10 総務費
事業開始年度	昭和56年度		項	05 総務管理費
			目	70 諸費

施策	05 人権尊重・多文化共生
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
行政の取組	05-1-1 多文化共生社会の実現
局	市民協働局
課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	我が国は、子どもの権利条約及び国際人権条約を批准しており、尼崎市国際化基本方針においても「民族教育に対する理解を深めるとともに、その施策の充実を図る」ことが提言されている。そのため、保護者の経済的負担を軽減することにより、多文化共生社会の実現に寄与する。																																																																								
対象(誰を・何を)	尼崎朝鮮初中級学校に在学する児童・生徒の保護者(市内在住)																																																																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	国籍や文化の違いを認め合い、お互いを尊重する意識を育む。																																																																								
事業概要	尼崎朝鮮初中級学校に在学する児童・生徒の保護者(市内在住)に対し就学補助金を支給する。																																																																								
実施内容	<p>・補助金額 : 児童又は生徒一人につき年額85,000円</p> <p>・交付対象者: 児童又は生徒の親権を持つ者、後見人その他の者で、市内に居住し現にその児童及び生徒を監護・扶養している者</p> <p>< 補助金推移・実績 ></p> <table border="1"> <tr> <td>S57 @ 5,000円</td> <td>392人</td> <td>H3 @ 6,000円</td> <td>333人</td> <td>H12 @ 48,000円</td> <td>223人</td> <td>H21 @ 50,000円</td> <td>157人</td> </tr> <tr> <td>S58 @ 5,000円</td> <td>396人</td> <td>H4 @ 7,000円</td> <td>330人</td> <td>H13 @ 48,000円</td> <td>219人</td> <td>H22 @ 60,000円</td> <td>142人</td> </tr> <tr> <td>S59 @ 5,000円</td> <td>391人</td> <td>H5 @ 7,000円</td> <td>324人</td> <td>H14 @ 48,000円</td> <td>206人</td> <td>H23 @ 60,000円</td> <td>132人</td> </tr> <tr> <td>S60 @ 5,000円</td> <td>399人</td> <td>H6 @ 12,000円</td> <td>312人</td> <td>H15 @ 48,000円</td> <td>200人</td> <td>H24 @ 60,000円</td> <td>106人</td> </tr> <tr> <td>S61 @ 6,000円</td> <td>394人</td> <td>H7 @ 12,000円</td> <td>295人</td> <td>H16 @ 48,000円</td> <td>197人</td> <td>H25 @ 60,000円</td> <td>99人</td> </tr> <tr> <td>S62 @ 6,000円</td> <td>375人</td> <td>H8 @ 12,000円</td> <td>268人</td> <td>H17 @ 50,000円</td> <td>192人</td> <td>H26 @ 70,000円</td> <td>108人</td> </tr> <tr> <td>S63 @ 6,000円</td> <td>356人</td> <td>H9 @ 12,000円</td> <td>259人</td> <td>H18 @ 50,000円</td> <td>179人</td> <td>H27 @ 70,000円</td> <td>109人</td> </tr> <tr> <td>H1 @ 6,000円</td> <td>356人</td> <td>H10 @ 18,000円</td> <td>230人</td> <td>H19 @ 50,000円</td> <td>171人</td> <td>H28 @ 70,000円</td> <td>105人</td> </tr> <tr> <td>H2 @ 6,000円</td> <td>351人</td> <td>H11 @ 24,000円</td> <td>229人</td> <td>H20 @ 50,000円</td> <td>161人</td> <td>H29 @ 85,000円</td> <td>88人</td> </tr> </table>	S57 @ 5,000円	392人	H3 @ 6,000円	333人	H12 @ 48,000円	223人	H21 @ 50,000円	157人	S58 @ 5,000円	396人	H4 @ 7,000円	330人	H13 @ 48,000円	219人	H22 @ 60,000円	142人	S59 @ 5,000円	391人	H5 @ 7,000円	324人	H14 @ 48,000円	206人	H23 @ 60,000円	132人	S60 @ 5,000円	399人	H6 @ 12,000円	312人	H15 @ 48,000円	200人	H24 @ 60,000円	106人	S61 @ 6,000円	394人	H7 @ 12,000円	295人	H16 @ 48,000円	197人	H25 @ 60,000円	99人	S62 @ 6,000円	375人	H8 @ 12,000円	268人	H17 @ 50,000円	192人	H26 @ 70,000円	108人	S63 @ 6,000円	356人	H9 @ 12,000円	259人	H18 @ 50,000円	179人	H27 @ 70,000円	109人	H1 @ 6,000円	356人	H10 @ 18,000円	230人	H19 @ 50,000円	171人	H28 @ 70,000円	105人	H2 @ 6,000円	351人	H11 @ 24,000円	229人	H20 @ 50,000円	161人	H29 @ 85,000円	88人
S57 @ 5,000円	392人	H3 @ 6,000円	333人	H12 @ 48,000円	223人	H21 @ 50,000円	157人																																																																		
S58 @ 5,000円	396人	H4 @ 7,000円	330人	H13 @ 48,000円	219人	H22 @ 60,000円	142人																																																																		
S59 @ 5,000円	391人	H5 @ 7,000円	324人	H14 @ 48,000円	206人	H23 @ 60,000円	132人																																																																		
S60 @ 5,000円	399人	H6 @ 12,000円	312人	H15 @ 48,000円	200人	H24 @ 60,000円	106人																																																																		
S61 @ 6,000円	394人	H7 @ 12,000円	295人	H16 @ 48,000円	197人	H25 @ 60,000円	99人																																																																		
S62 @ 6,000円	375人	H8 @ 12,000円	268人	H17 @ 50,000円	192人	H26 @ 70,000円	108人																																																																		
S63 @ 6,000円	356人	H9 @ 12,000円	259人	H18 @ 50,000円	179人	H27 @ 70,000円	109人																																																																		
H1 @ 6,000円	356人	H10 @ 18,000円	230人	H19 @ 50,000円	171人	H28 @ 70,000円	105人																																																																		
H2 @ 6,000円	351人	H11 @ 24,000円	229人	H20 @ 50,000円	161人	H29 @ 85,000円	88人																																																																		

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	7,350	7,480	8,330	
補助金補助及び交付金	7,350	7,480	8,330	補助金 H29年度 @85千円×88名 H30年度 @85千円×98名
人件費 B	1,360	1,352	1,348	
職員人工数	0.17	0.17	0.17	
職員人件費	1,360	1,352	1,348	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	8,710	8,832	9,678	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	8,710	8,832	9,678	

事業成果の点検

評価指標	県の私立学校経常費補助額の概ね1/2に相当する14万円を目標(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)					単位	万円			
目標・実績	目標値	14	達成年度	年度	27年度	7	28年度	7	29年度	8.5
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	申請のあった保護者全員に補助金を支給することができ、また、本市の財政状況を考慮した上で、平成26年度には伊丹市と同額の7万円、平成29年度には西宮市と同額の8.5万円の補助を実施しているが、目標値の14万円は下回っている。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>・尼崎市内には平成30年3月1日現在、約11,100人の外国人住民の内、約65%にあたる7,184人の韓国・朝鮮籍の人たちが住んでいるが、朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校ではなく、私立学校と同等の補助が受けられないことから、韓国・朝鮮籍の人たちが民族教育を選択する自由を支援するため、保護者に対する経済的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>・朝鮮人学校の児童・生徒のうち希望する者は一般の中学・高校へ進学しており、義務教育課程に相当する教育を実施しているとみなされること、また、保護者は市内在住の納税者であることから、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として事業を実施する必要がある。</p>
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>補助金の額については、阪神間他都市(西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較した場合、西宮市と同額である。</p> <p>[詳細] 西宮市-初・中級とも85,000円 伊丹市-伊丹朝鮮初級70,000円、中級48,000円 宝塚市-初・中級とも140,000円 川西市-初級140,000円、中級70,000円 三田市-初・中級とも60,000円 平成29年度の兵庫県外国人学校振興費補助は、児童・生徒1人当たり、中学校(中級)、小学校(初級)とも81,200円が、兵庫朝鮮学園を通じて尼崎朝鮮初中級学校に支給されている。ただし、平成29年度に県が支給基準の見直しを行い、朝鮮学校のみ5分の1程度減額となっている。</p>
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無																								
委託等の可能性	<p>法に基づき市が直接全てを実施すべき業務</p> <p>上記以外</p> <p>委託等の余地有</p> <p>委託等の余地無</p> <p>補助金事業は、市で行う業務である。</p>																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="2">行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>内容 行政の責任と主体性により行う業務である。</p>		市民の領域			行政の領域			A	B	C	D	E	現状						将来像					
	市民の領域			行政の領域																					
	A	B	C	D	E																				
現状																									
将来像																									

総合評価

平成29年度の総合評価	<p>・朝鮮人学校就学補助金は、市内に在住する在学児童・生徒の保護者に対して、その経済的な負担軽減を図るとともに、自国の言語や文化などを学ぶ機会選択の自由を支援する目的を果たしている。</p> <p>・保護者に対しての就学補助金については、阪神間各市と比較した場合、平成26年度より補助金額を伊丹市と同額の70,000円としたが、依然として負担が高いことから増額の要望があり、平成29年度からは西宮市と同額の85,000円とした。なお、伊丹市も平成30年度から初級、中級とも85,000円に増額している。</p>
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>・国に対して、私立学校と同等の補助が受けられるように制度創設を要望し、また、県に対しても他の外国人学校と同等の助成をするよう要望する。</p> <p>・朝鮮人学校への就学補助金については、「民族教育に対する理解を深めるとともに、その施策の充実を図る」という朝鮮人学校にかかわる基本方針を踏まえ、総合的観点から検討する。</p>
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	平和啓発推進事業費	3937	事業分類	ソフト事業
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
			目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。		
行政の取組	05-1-1 多文化共生社会の実現		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	人権教育・啓発事業の施策として、世界平和の尊さ・大切さを全市民的に訴えることによって、市民の人権意識の高揚を図る。
対象(誰を・何を)	市民、市内在勤者
求める成果(どのような状態にしたいか)	戦争の悲惨さを風化させないため戦争体験者(原子爆弾被爆者)の語り部事業を実施するほか、市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成し、平和施策の充実を図る。
事業概要	戦争の悲惨さを風化させないため戦争体験者(原子爆弾被爆者)の語り部事業を実施するほか、市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成、配布するとともに、夏休み親子平和スタディツアーを実施する。
実施内容	<p>1 平和の大切さや尼崎市が平和のまちであり続けるよう、平和への意識を高める取組を関係機関や関係団体と連携し、平和啓発推進事業を実施。 <平成29年度実績> 語り部(みんなのサマーセミナー8/6)、平和啓発推進講演会(1/26)等</p> <p>2 戦争の悲惨さや命の大切さを市民に訴えるため、戦争体験の「語り部」活動を実施している団体と連携し、学校等で語り部活動を実施。 <平成29年度実績> 第1回 6月15日:難波小学校(6年生全員)、第2回 11月28日:立花北小学校(6年生全員) 第3回 11月29日:立花西小学校(6年生全員)、第4回 12月5日:園和小学校(6年生全員) 第5回 3月15日:市民対象</p> <p>3 夏休み親子平和スタディツアー 尼崎市に現存する戦争の傷跡などを訪問するとともに、市内在住の戦争体験者の体験談を聞くことで、次世代の平和への意識の向上を図る。 (1) 対象者 市内在住小学4年生から6年生の児童と保護者 <平成29年度実績> 第1回(7/29)参加:大人4人、児童3人、第2回(8/19)参加:大人3人、児童5人</p> <p>4 市内にある平和モニュメントの情報や、戦争体験者の手記を掲載したリーフレット「届け! 平和への願い」の作成、送付 印刷部数 4,500部 配布対象 市立・私立中学1年生全員と関係機関</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	554	573	593	
報償費	195	230	245	平和啓発推進講演会にかかる謝金
需用費	104	77	90	消耗品等
使用料及び賃借料	4	3	7	講演会場使用料
食料金補助及び交付金	2	14	2	平和首長会議納付負担金
委託料	249	249	249	語り部事業等
人件費 B	960	875	872	
職員人工数	0.12	0.11	0.11	
職員人件費	960	875	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,514	1,448	1,465	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,514	1,448	1,465	

事業成果の点検

評価指標	「語り部」事業のアンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	27年度	98	28年度	99	29年度	99
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った									
	「語り部」活動を実施した学校での反応は良く、アンケートの「平和の大切さ」や「命の尊さ」を感じた回答割合は78%という結果から、やや達成できずと考えられるが、「語り継ぐ大切さを感じた」の21%を加えると99%の参加者が必要性を感じていることから平和の取組の必要性を表している。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現のためには、被爆体験者の「語り部」活動として平和の尊さを語り継ぐ機会の提供や、「届け! 平和への願い」リーフレットを配布することで、戦争の悲惨と命の大切さを自分自身の身近な問題として考え、平和意識の啓発を推進することができる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有	無	平和啓発事業の推進は自治体の責務であり、本市の平和施策の一環として、広島、長崎での原子爆弾による被爆者とそのご家族で組織されている「原爆被害者の会」(約150名)と共催して「語り部」活動を実施していくことから、本事業において受益者負担という概念は馴染まない。
見直しの必要性	有	無	

他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	<p>阪神間他都市においても、各種の平和啓発事業が実施されており、「平和施策に係る連絡調整会議」において、阪神他都市の状況を確認。</p> <p>【西宮市】原爆展「戦時下の西宮」パネル展 など</p> <p>【芦屋市】平和展「阪神間文学にみる大戦下の街と暮らし」、講演会 など</p> <p>【宝塚市】「平和を願う市民のつどい」開催、「平和の鐘」打鐘 など</p> <p>【伊丹市】平和の鐘・カリヨンコンサート、平和パネル展 など</p> <p>【川西市】平和パネル展 など 【三田市】「平和を考える市民のつどい」開催</p> <p>【猪名川町】平和講演会 など 【篠山市】平和講演会 など</p>
--------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無			平成27年度からは、「原爆被害者の会」との連携による「語り部」活動、夏休み親子平和スタディツアー、平和モニュメント等のリーフレットの作成及び配布について委託化を行っている。

協働の領域	市民の領域					行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E							
	現状											広島、長崎での原子爆弾による被爆者とそのご家族等で組織されている「原爆被害者の会」と共催して平和事業に取り組んでおり、今後も協働して取り組む必要がある。
	将来像											

総合評価

平成29年度の総合評価	<p>年間を通じた「語り部」活動が実施できており、参加者からは高い評価を得ていることから、引き続き取り組む必要がある。また、平和啓発リーフレットについても中学1年生に対し継続して配布する必要がある。</p> <p>夏休み親子平和スタディツアーについても、次世代を担う子ども達の平和への意識の推進を図るために引き続き実施する必要がある。</p>
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持	戦争の悲惨さを風化させず、市民一人ひとりが世界平和を願い尊ぶ意識を醸成するためには、戦争体験と平和への願いを継承する取組が重要である。今後も関係機関、団体等と連携しながら、市民が参加しやすい環境について検討する。
---------------	----	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	多文化共生社会推進事業費	393N	事業分類	ソフト事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市国際化基本方針		款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度		項	05 社会福祉費
			目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
行政の取組	05-1-1 多文化共生社会の実現
局	市民協働局
課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努める。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国籍や民族の異なる人々が、互いの生活や文化を理解・尊重し外国人市民が安心して暮らせる社会の実現。
事業概要	互いの生活や文化を理解・尊重し、外国人市民が安心して快適に生活や行動ができる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるため、外国人市民の生活にかかわる実態把握を行い外国人市民向けの「あまがさきスタートガイド」を作成し、外国人世帯に配布する。
実施内容	外国人市民の日常生活をサポートする情報を掲載した5か国語対応の市民向けのパンフレット「あまがさきスタートガイド」が有効に活用されているかの検証を行うため、外国人市民聞き取りアンケート(89人)や外国人市民わいわいトーク(6人)を開催した。その結果をもとに平成30年度に「あまがさきスタートガイド」の改訂版を作成する。 1 内容 ・くらしの情報(ごみの収集、電気・ガス・水道、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット、金融機関、医療機関) ・教育・日本語学校(教育サポート、日本語教育) ・年金・医療保険 ・外国人向けの相談窓口、情報提供 ・緊急災害時の対応(緊急災害時の連絡先、地震、台風、急病、けが) 2 多言語 英語、中国語、ロシア語、ポルトガル語、ベトナム語 3 設置場所 本庁ほか市内25か所の施設等

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	296	85	152	
報償費		70		わいわいトーク選訳
需用費	199	14	68	
使用料及び賃借料		1		
委託料	97		44	スタートガイド作成に係る翻訳委託
役務費			40	人権に関する外国人相談者に係る通訳派遣
人件費 B	3,544	3,579	2,695	
職員工数	0.42	0.45	0.34	
職員人件費	3,359	3,579	2,695	
嘱託等人件費	185			
合計 C(A+B)	3,840	3,664	2,847	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	3,840	3,664	2,847	

事業成果の点検

評価指標	「あまがさきスタートガイド」を便利と感じたアンケートの割合					単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	30年度	27年度	28年度	29年度	48
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成28年度に作成、配布した「あまがさきスタートガイド」の利便性について、アンケートを実施した結果、89人中43人の48%が便利と回答した。掲載項目やレイアウト等に工夫が必要である。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	多文化共生は「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現のための課題のひとつであり、本市在住の外国人市民が安心して住める魅力あるまちづくりを進めるため、日常生活のサポートを目的とした分かりやすい情報提供が必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	外国人の日常生活をサポートする多文化共生社会に向けての取組であるため、受益と負担の考えはない。
見直し の 必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	1 阪神間等の外国人にかかわる対応 【伊丹市】 外国人市民会議及び外国人市民わいわいミーティング実施(平成25年度実施) 【芦屋市】 芦屋市在住外国人意識調査(平成20年度実施) 【神戸市】 外国人市民生活・実態意識調査(平成22年度実施)外国人市民会議(毎年実施) 2 他の都市の外国人のための生活便利帳 【東京都福生市】 英語、中国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、日本語のふりがなつき 【愛知県】 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語 【東京都杉並区】 英語、中国語、ロシア語、日本語
--------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	外国人市民の生活にかかわる実態調査等については行政で行うものと考える。
協働の領域	市民の領域 行政の領域	内容 行政の責任と主体性により行う業務である。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	外国人市民わいわいトークや外国人市民聞き取りアンケートにおいて、「あまがさきスタートガイド」に関する有用な意見を得ることができた。「あまがさきスタートガイド」がより多くの人に活用されるよう、これらの意見を改訂版作成の際の参考としたい。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 外国人市民聞き取りアンケートや外国人市民わいわいトークにおける「あまがさきスタートガイド」の利便性をはじめとする検証結果を踏まえ、今後も外国人市民にとっても住みやすいまちの実現に向け、取組を継続する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	男女共同参画社会づくり関係事業費	1D1S	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市男女共同参画社会づくり条例		会計	01 一般会計
個別計画	第3次尼崎市男女共同参画計画(評価:有)		款	10 総務費
事業開始年度	平成14年度		項	05 総務管理費
			目	80 女性センター費

施策	05 人権尊重・多文化共生
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
行政の取組	05-1-2 男女共同参画社会の実現
局	市民協働局
課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓

事業概要	「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、平成19年4月に「第1次男女共同参画計画」を、平成24年4月に「第2次計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向け取り組んできているが、根深い固定的な性別役割分担意識の解消やDV対策など、なお一層の取組が必要とされているため実施している。
対象 (誰を・何を)	市民等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
事業概要	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等事業を実施する。
実施内容	<p>1 男女共同参画審議会の開催 男女共同参画社会づくり促進に関する重要事項の調査審議、男女共同参画計画の進捗状況の調査点検等を行う(委員:12人(学識経験者4人、市議会議員2人、関係機関・団体4人、公募市民2人)) <29年度実施状況> 審議会の開催:全体会4回、DV部会2回</p> <p>2 DV防止ネットワーク会議の開催 「配偶者等からの暴力対策基本計画」の推進を図る上で、関係機関や支援団体が相互に連携し、情報交換や課題の調査検討を行うなど、DV防止について総合的・効果的な施策を推進する <29年度実施状況> 会議の開催:全体会2回、実務者会議1回</p> <p>3 男女共同参画申出処理制度 男女共同参画施策に関する改善の申出や人権侵害相談を受けは正の指示や助言・要望を行う制度 <29年度実施状況> 申出件数:0件</p> <p>4 男女共同参画推進員制度 男女共同参画社会づくりの促進活動や当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援する <29年度実施状況> 選出母体(市民公募・民生児童委員)ごとに委員を委嘱し(14人)、トレビエの事業や啓発誌発行に参画するなどの活動を中心に行った。</p> <p>5 男女共同参画推進事業者認定制度 一定要件を満たす事業者を認定し、公表することで波及効果を高める。(インセンティブの付与) <29年度実施状況> 認定事業者数:44社(認定期間:2年間 H29.4.1~H31.3.31まで)</p>

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	20	133	231	
報償費	14	125	201	推進員研修講師謝礼等
使用料及び賃借料		2	16	会場使用料等
旅費	1	1	6	旅費
需用費	5	5	5	消耗品費
役務費			3	
人件費 B	14,077	10,691	11,758	
職員人工数	1.69	1.29	1.40	
職員人件費	13,517	10,261	11,098	
嘱託等人件費	560	430	660	男女共同参画審議会委員報酬等
合計 C (A+B)	14,097	10,824	11,989	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	14,097	10,824	11,989	

事業成果の点検

評価指標	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加(男女共同参画社会をめざした市民意識調査による性別役割分担意識の解消)					単位	%	
目標・実績	目標値	65	達成年度	33年度	27年度	28年度	54	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った							
			市民意識調査は、男女共同参画計画策定及び改定時に実施。				19年度調査からは増加し、28年度調査で初めて半数を超えた。	
			19年度	23年度	28年度			
			41.5%	47.6%	53.8%			

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	男女共同参画関係施策を効果的に推進していく上で、学識経験者、市民、関係団体など外部からの意見を得ることが必要である。また、依然として性別役割分担意識が根深い状況を解消していくため、市民、事業者等の活動を支援していくことにより、地域や職場に根ざした効率的・効果的な啓発の推進を図っていく必要がある。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有 無 有 無	本事業は、会議の開催や啓発事業であり、受益者負担を求める事業ではない。
-----------------	------------	-------------------------------------

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合 長期的には上昇傾向、24年度調査で一度下がったものの、26年度調査以降は再び上昇している。								
	尼崎市	23年度	47.6%				28年度	53.8%	
	近畿	21年度	51.8%	24年度	44.5%	26年度	47.5%	28年度	51.0%
	内閣府	21年度	55.1%	24年度	45.1%	26年度	49.4%	28年度	54.3%

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	男女共同参画審議会は附属機関の運営に係る事務、DV防止ネットワークに基づき市が直接全額を実施すべき業務
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	制度は手続きに公平中立性が必要な事務であることから、行政が行うべき業務である。 男女共同参画推進員の活動支援については、女性・勤労婦人センターの指定管理者の業務として委託できる可能性はある。

協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容	男女共同参画審議会、DV防止ネットワーク会議については、委員として市民や支援団体等の参画により意見をを得ている。
	現状			
	将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	<p>・平成29年3月に策定した「第3次男女共同参画計画」、平成28年5月に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、これまでの課題等を検証するとともに、男女共同参画審議会の意見聴取や、DV防止ネットワーク会議での検討を行い、平成30年3月に「第2次DV対策基本計画」を策定した。</p> <p>・男女共同参画推進員が、女性センターの事業や啓発誌発行に参画するなど、活動しやすい仕組みづくりを行った。</p> <p>・男女共同参画推進事業者認定制度は、優良な実績をあげている事業者を推進事業者として認定し、事業の周知と他事業者への波及効果を狙うものである。平成28年度末で認定期間が満了となったことから、更新及び新規認定を行ったところ、認定事業者数が25社から44社に増加した。</p> <p>・「ワークライフバランスの推進」に向け、兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、約250社の企業を対象に「ワークライフ・バランスセミナー」をハローワークと共催で実施した。</p>
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>平成28年度に策定した「第3次男女共同参画計画」及び平成29年度に策定した「第2次DV対策基本計画」に基づき、DV被害者の切れ目ない支援のため、関係機関等による情報交換及び課題共有の場づくりに取り組んでいく。 男女共同参画推進員について、個々に応じた活動の場づくりに取り組んでいく。 「ワークライフ・バランスの推進」にむけ、兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、「働き方改革セミナー」を実施するほか、互いの資源を出し合うことで相乗効果となる取組を行い、その他関係団体との連携についても共に検討していく。</p>
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	1D48	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	第3次尼崎市男女共同参画計画(評価:有)		款	10 総務費
事業開始年度	平成16年度		項	05 総務管理費
			目	80 女性センター費

施策	05 人権尊重・多文化共生
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
行政の取組	05-1-2 男女共同参画社会の実現
局	市民協働局
課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	男女共同参画社会づくりの拠点施設として、その設置目的を達成するため、民間事業者の専門性とノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応しながら、市民サービスの質の向上を図るとともに、効率的な施設の管理運営を行う。
対象(誰を・何を)	市民等

求める成果(どのような状態にしたいか)
市民等が女性・勤労婦人センターに集い、学び、交流することで、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図る。

事業概要
女性・勤労婦人センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)を指定管理者に代行させる。

実施内容	1 実施概要	4 実績
	2 施設概要	
	3 事業内容	

1 実施概要
・平成16年7月1日から指定管理者制度を導入
・指定期間:平成27~31年度(5年間) 4期目
・指定管理者:NPO法人男女共同参画ネット尼崎

2 施設概要
・設置:昭和49年度 改修:平成5年度
・延床面積 2,281.60 m²

3 事業内容
・事業の実施に関する業務
・啓発・就業支援事業 情報の収集・提供事業
・女性のための相談事業 託児サービス事業
・団体及びグループの育成、交流、支援
・関係行政機関等との連携
・利用の許可等に関する業務
・使用料等の徴収、減免及び還付等に関する業務
・施設及び付属設備の維持管理及び保安警備に関する業務 等

年度別施設利用状況の推移

貸室利用率(%) 貸室利用人数(人)

相談利用件数

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	43,699	44,119	43,862	
委託料	43,699	44,119	43,862	指定管理委託料等
人件費 B	1,440	1,352	1,348	
職員人工数	0.18	0.17	0.17	
職員人件費	1,440	1,352	1,348	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	45,139	45,471	45,210	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他	9,592	10,526	10,214	女性センター使用料等
内訳 一般財源	35,547	34,945	34,996	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	第2次配偶者等からの暴力対策基本計画策定事業費	1D51	事業分類	その他
根拠法令	尼崎市男女共同参画社会づくり条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(評価:有)		款	10 総務費
事業開始年度	平成25年度		項	05 総務管理費
			目	80 女性センター費

施策	05 人権尊重・多文化共生
展開方向	05-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
行政の取組	05-1-2 男女共同参画社会の実現
局	市民協働局
課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	配偶者等からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援体制整備を促進し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護を迅速に行えるよう、DV防止法に基づき、平成30年度からの5か年の取組の方向性を取りまとめた「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定する。
対象(誰を・何を)	市民等

求める成果(どのような状態にしたいか)
DV防止法に基づく基本計画を策定し、推進することで、配偶者等からの暴力にかかる通報、保護、自立支援体制整備を促進し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護を迅速に行えるようにする。

事業概要
配偶者等からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する「第2次基本計画」を策定する。

実施内容	1 男女共同参画審議会の実施
	2 DV防止ネットワーク会議の実施

1 男女共同参画審議会の実施
全体会4回、DV部会2回

2 DV防止ネットワーク会議の実施
ネットワーク全体会議2回、同実務者会議1回

市民意識調査について
平成28年5月、3,000人(無作為抽出)を対象に実施(有効回収率 34.1%)
ワークショップ開催
平成28年7月23日 参加者数20人
パブリックコメントの実施
平成29年1月5日~1月25日

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	194	0	
旅費		1		
報償費		28		
需用費		24		
委託料		141		パンフレット印刷
使用料及び賃借料				
人件費 B	0	6,830	0	
職員人工数		0.62		
職員人件費		4,931		
嘱託等人件費		1,899		
合計 C(A+B)	0	7,024	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	0	7,024	0	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	人権教育・啓発推進事業費	3925	事業分類	ソフト事業
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成17年度		項	05 社会福祉費
			目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画の着実な推進を図るとともに、人権が尊重されるコミュニティづくりを推進する。
対象(誰を・何を)	市民、市内在勤者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現
事業概要	「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づく本市の人権施策について、有識者で構成する懇話会の助言を求め、施策に反映するとともに、市民主体の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、各地区に人権啓発推進員を配置し、全市的な人権教育啓発活動を推進する。
実施内容	<p>1 尼崎市人権教育・啓発推進事業</p> <p>「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づいた人権施策の進捗状況等について、学識経験者で組織する「尼崎市人権教育・啓発推進懇話会」に諮るとともに、全庁的な施策推進の進行管理を行う。</p> <p><平成29年度実施状況></p> <p>人権教育・啓発推進懇話会開催(平成29年10月3日)</p> <p>人権教育・啓発推進本部幹事会(平成29年11月21日)</p> <p>人権教育・啓発推進本部会議(平成29年12月25日)</p> <p>2 人権教育・啓発活動推進事業</p> <p>各行政区及び総合センター地域(戸ノ内地区を含む)に人権啓発推進員を配置し、人権が尊重されるコミュニティづくりを推進する。また人権啓発推進員に対し、人権が尊重されるコミュニティづくりに関する企画、手法に係る指導、助言等を行う人権啓発推進業務を専門知識を有するものに委託する。</p> <p><平成29年度活動状況></p> <p>(1) 委嘱人数:18人 活動回数:416回(前年度404回):一人当たり約23回(昨年実績:約22回)</p> <p>(2) 人権啓発推進研修会10回:120人(出席人数)</p> <p>(3) 人権啓発推進員会議5回:53人(出席人数)</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,928	1,965	5,169	
報償費	130	167	453	懇話会委員及び推進員報償費
需用費	19	20	51	消耗品、テキスト等購入
役務費	11	9	8	推進員ボランティア保険料
委託料	1,764	1,764	4,634	市民意識調査等委託料
使用料及び賃借料	4	5	23	中央公民館等使用料
人件費 B	4,159	4,454	10,701	
職員人工数	0.52	0.56	1.35	
職員人件費	4,159	4,454	10,701	
嘱託人件費				
合計 C(A+B)	6,087	6,419	15,870	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	6,087	6,419	15,870	

事業成果の点検

評価指標	人権啓発推進員の活動回数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	回	
目標・実績	目標値	684	達成年度	34年度	27年度	521	28年度	404	29年度	416
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 推進員の活動回数については平成28年度と比較して若干増加しているものの、目標値を下回っているため、地域における推進員活動をより活発化させる方策について検討を行う。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現のためには、人権問題を自分自身の身近な問題として考える必要があり、地域活動の主体である社会福祉協議会、民生児童委員協議会及び人権啓発協会などに所属する地域住民の中に、人権啓発推進のリーダーを育成し、身近なところで人権意識の高揚を図ることが必要である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	人権教育・啓発の推進は自治体の責務であり、その手法として懇話会に助言等を求めるとともに人権啓発推進員制度を実施していることから、本事業において受益者負担という概念は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・阪神間他都市においても、人権教育・啓発に関する基本計画(基本指針)を策定しており、その計画(指針)に基づいて事業を実施している。 ・人権啓発推進員制度については、阪神間では本市のほか伊丹市だけであり、推進員は34人。推進員は小学校校区毎(17校)にブロック分けし、その自治会から各2人を選出している。また、推進員の全体研修は年7回で各ブロック毎の研修は年1回実施することを義務付け、活動費は実費弁償としている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	地域団体から推薦され、市から委嘱された人権啓発推進員が、推進員会議や推進員研修会で得た知識等を生かして地域における人権啓発に取り組みしており、人材育成のための研修等に係る業務委託を実施している。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 協働の取組として、市民の人権に対する意識は高まってきており、引き続き人権啓発に取り組む必要がある。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	・身近な啓発リーダー育成事業として、人権啓発推進員を地域団体である社会福祉協議会、民生児童委員協議会等から選任し、地域住民の中で人権啓発推進リーダーを育成し、身近なところで人権意識の高揚を図っている。 ・平成29年度においては、人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 ・人権啓発推進員の資質向上に資するため、引き続き、社会教育で実施しているオビニオンリーダー、人権啓発リーダー、人権教育指導者と連携し、互いの経験、能力を活かせるように交流を図る。 ・人権啓発推進員の活動をより広く周知するための「じんけん啓発推進員だより」については、引き続き定期的に発行を行うとともに、市民により身近な啓発リーダーとして活動し得る取組についても検討していく。 ・「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」を平成32年3月に改定するにあたり、平成30年度においては、現計画期間における人権意識や人権意識を取り巻く環境の変化等を調査、分析する必要があるため、人権に関する市民意識調査並びに職員意識調査を実施する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	人権啓発事業費	3935	事業分類	ソフト事業
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			款
事業開始年度	昭和46年度			項
			目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	同和問題をはじめとする人権問題について、地域や時代の状況に応じた様々な人権啓発等の取組を行うことにより、人権問題の正しい理解と認識を深める。
対象(誰を・何を)	市民、市内在勤者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現
事業概要	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。
実施内容	1 じんけんスタディツアー 人権問題を自分の課題と受け止め、市民の自主的な人権問題の解決に向けた意見提言及び行動できる人づくりなど、市民の人権尊重の高揚を図る。(年6回) 2 人権問題啓発映画会上映業務委託事業 公民館・市内公共施設での啓発映画上映、全市民対象の映画会(ハートフルシネマあまがさき)の開催、啓発映画選定委員会の開催(年2回) 3 図書購入等事業 各種啓発資料や図書を購入し、市民啓発活動を行っている関係課に配付する。 4 インターネットによる差別書き込みモニタリング事業 インターネット上における差別書き込みの早期発見、確認及び迅速な対応を実施する。 5 地域住民活動促進事業 戸ノ内地区住民の生活文化の向上と自己実現、自立の促進及び地域住民の福祉の向上等を図るため、パソコン教室や書道、高齢者体操教室などの定例講座を実施する。 6 尼崎人権擁護委員協議会補助金 法の規定により設置されている人権擁護委員協議会の事業活動を支援するため、補助金を交付する。 7 人権の花運動 小・中学生及び幼稚園の児童が協力して花を育てることで、思いやりの心を深め、情操を豊かにするため、苗等の配布を行う。(H29年度は、2中学校、4小学校、1幼稚園で実施) 8 人権啓発推進委員会活性化事業 各地区人権啓発推進委員会の啓発拡大及び委員会未設置の中央・園田地区の人権啓発を図る。 9 人権啓発放送業務 FMラジオで人権感覚を磨くためのワンポイント等の30秒スポット放送を行う。 10 巡回人権啓発パネル展 関係機関と連携し、市内で実施する事業と合わせてパネル展示を開催 11 じんけん何でも相談隊事業 人権相談体制の充実を図り、適切な助言や情報提供を行うことで人権侵害の実態把握を行う。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	11,097	10,658	10,504	
報償費	70			人権啓発標語入賞者賞品等
需用費	334	216	226	事業用消耗品、啓発図書等
委託料	10,445	10,194	10,028	人権問題啓発映画上映業務委託等
その他	248	248	250	人権擁護委員協議会補助金等
人件費 B	13,005	13,260	11,463	
職員人工数	1.43	1.43	1.21	
職員人件費	11,437	11,374	9,592	
嘱託等人件費	1,568	1,886	1,871	
合計 C (A+B)	24,102	23,918	21,967	
C 国庫支出金	190	169	174	人権啓発活動委託金
市債				
市債				
その他				
一般財源	23,912	23,749	21,793	

事業成果の点検

評価指標	総合計画において、市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合						単位	%	
目標・実績	目標値	60	達成年度	34 年度	27年度	28年度	44	29年度	45

平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	後期まちづくり基本計画では、市民の人権への関心が高まることを目標として、新たに、市民意識調査における「人権を身近な問題として感じている」市民の割合を指標としており、引き続き、各種事業の取組を行う。
-------------------	---------------------------	--

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現のためには、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の身近な問題として考える必要があるが、人権という難しい概念をどう捉えるかという点で、じんけんスタディツアーのように楽しみながら、学び、気づき、行動する事業はより効果的である。 ・本市では、インターネット上の差別書き込み防止、抑制のため、兵庫県下初のモニタリング事業を平成22年度から本格実施し、差別書き込みの減少、抑制の効果を発揮している。また、職員研修としてモニタリングを行い、職員の人権に対する正しい理解と認識を学ぶことができる。 ・人権の相談窓口である「じんけん何でも相談隊」においては、様々な人権問題についての相談に対応しており、さらに外国語の対応についても検討している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無	人権教育・啓発の推進は自治体の責務であり、市民や団体等との協働により人権教育・啓発を進めており、本事業において受益者負担という概念は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	伊丹市も平成23年度からモニタリング事業を開始し、平成30年度からは三田市、篠山市、兵庫県が新たに事業を実施しており、他にも宝塚市、明石市が事業実施を予定している。また、阪神間の他の自治体も事業として実施はしていないが、定期的に人権啓発推進担当課がモニタリングを行い、情報交換を行っている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	人権啓発映画上映業務や人権啓発放送業務については、外部への委託事業になっている。さらに、平成27年度から、地域住民活動促進事業、じんけんスタディツアー、インターネットによる差別書き込みモニタリング事業、人権啓発推進委員会活性化事業の委託化を行った。

協働の領域	市民の領域					行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E	D	E					
	現状											人権啓発の取組については、行政と市民がそれぞれの主体性のもとに協力して取り組む必要がある。
	将来像											

総合評価

平成29年度の総合評価	・インターネットモニタリング事業については、本市を含めた各自治体の取組がマスコミ等に取り上げられ、広くその報道がなされている。そのことにより、一定の抑止力が発揮されていることから、人権侵害等の抑制に繋がっている。 ・じんけんスタディツアーについては、同和問題、性的マイノリティ、高齢者、子どもの問題などの様々な人権問題にかかる講演会を実施しており、引き続き、今日的な課題を取り上げ、啓発を続けていく必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 ・インターネットによる差別書き込みモニタリング事業については、様々な機会を捉え情報発信等を行った結果、他都市での取組も増加しており、引き続き、他市からの情報提供や視察にかかる依頼に対応するとともに、兵庫県を始め、事業実施する他都市との連携を図っていく。 ・じんけん何でも相談隊事業については、今後、外国人市民に対する人権相談の対応が想定される中で、法務局の外国語による人権相談との連携を図りながら、翻訳機器等の活用も含めて対応方法の検討を行う。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	じんげんを考える市民のつどい事業費 393A	事業分類	ソフ事業
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)	款	15 民生費
事業開始年度	昭和56年度	項	05 社会福祉費
		目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生				
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組				
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課	所属長名	後藤 真弓

事業実施趣旨	人権問題について、全市民的な規模で市民・企業等を対象とした講演会等を実施することで、市民一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めるよう促し、人権意識の高揚を図る。																
対象(誰を・何を)	市民、市内在勤者																
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現																
事業概要	一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、講演会等を実施し、市民の人権意識の高揚を図る。																
実施内容	<p>平成19年度までは、各地区で「じんげんの集い」を実施していたが、平成20年度から、じんげんを考える市民のつどい事業として1本化し、国からの国庫委託料を充当し実施している。</p> <p><平成29年度実施状況></p> <p>1 実施日時:平成29年8月22日 13:30~15:20</p> <p>2 場 所:尼崎市中小企業センター(ホール)</p> <p>3 参加人数:185人</p> <p>4 実施内容 講演会 テーマ「外国籍住民の人権について」 講師:朴 一(大阪市立大学教授)</p> <p>5 アンケート率 (1) アンケート回答者数 92名(昨年118名) (2) アンケート回収率 49.7%(昨年39.2%)</p> <p>6 アンケート結果 (1) 満足した 94.6%(昨年97.5%)(2) 満足だった 3.2%(昨年0%) (3) 未回答2.2%(昨年2.5%)</p> <p>7 講演会のテーマ</p> <table border="1"> <tr> <td>H22年度</td> <td>H23年度</td> <td>H24年度</td> <td>H25年度</td> <td>H26年度</td> <td>H27年度</td> <td>H28年度</td> <td>H29年度</td> </tr> <tr> <td>いじめ</td> <td>人権全般</td> <td>人権全般</td> <td>子ども</td> <td>子ども</td> <td>平和</td> <td>障害者</td> <td>外国人</td> </tr> </table>	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	いじめ	人権全般	人権全般	子ども	子ども	平和	障害者	外国人
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度										
いじめ	人権全般	人権全般	子ども	子ども	平和	障害者	外国人										

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	573	513	600	
報償費	276	240	285	講師、司会者及び手話通訳者謝礼
需用費	240	218	250	消耗品費、印刷製本費
使用料及び賃借料	57	55	65	会場借り上げ料
人件費 B	610	530	529	
職員工数	0.03	0.02	0.02	
職員人件費	240	159	159	
嘱託等人件費	370	371	370	
合計 C(A+B)	1,183	1,043	1,129	
C 国庫支出金	572	511	600	人権啓発活動委託金
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	611	532	529	

事業成果の点検

評価指標	「じんげんを考える市民のつどい」への参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	400	達成年度	34年度	27年度	306	28年度	301	29年度	185
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	昨年度と同様の会場、開催日程であったが、大幅に参加者が減少したため、日程等の再考が必要である。 聴覚障害者への情報保障については、引き続き、手話通訳等に加え、磁気ループ対応の受信機の貸出を行うなどの対応を図った。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>・本事業は、全市民的な規模で行っている事業であり、人権啓発に資する事業として定着している。それぞれの地域で行う人権啓発と合わせ、市として一体的に人権啓発を実施することで、人権意識の高揚に寄与している。</p> <p>・全市民的な事業として、日頃接する機会のない著名な講師から人権にまつわる話を聞くことで、新たな視点や考え方に触れ、人権について認識を新しくするとともに、人権意識の高揚を図ることができる。</p>
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	人権教育・啓発の推進は自治体の責務であり、市民や団体等との協働により人権教育・啓発を進めており、本事業において受益者負担という概念は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>本事業については、本市の人権啓発に関わる機関等(尼崎市、法務局、人権擁護委員協議会、(公社)尼崎人権啓発協会)で構成する「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主体となり、国の委託(県から再委託)を受けて実施している。</p>
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	<p>本事業については、本市の人権啓発に関わる機関等(尼崎市、法務局、人権擁護委員協議会、(公社)尼崎人権啓発協会)で構成する「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主体となり、県から再委託を受けて実施している事業であって、さらに再々委託することは認められていない。</p>														
委託等の可能性	<p>法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無</p>															
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域			行政の領域				A	B	C	D	E		<p>本事業については、本市人権啓発に関わる機関等で「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を構成し、県から再委託を受けて実施している。</p>
	市民の領域			行政の領域												
	A	B	C	D	E											
	現状	将来像														

総合評価

平成29年度の総合評価	<p>・人権啓発については、社会情勢の変化に応じて継続した地道な取組が必要であるとともに、全市民的に実施することで市民の人権意識の高揚を図ることができる。</p> <p>・本事業は、本市の人権啓発に関わる機関等(法務局、人権擁護委員協議会、学校教育課、社会教育課、ダイバーシティ推進課)で構成する「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主体となり実施されており、市民・事業者・行政の協働による人権啓発活動の推進に寄与していることから、引き続き取り組む必要がある。</p>
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <p>・平成28年度には、障害者差別解消推進法が施行され、またパラリンピックも今後、日本において開催されることから、平成30年度は障害者をテーマとした講演会を検討する。</p> <p>・アンケート調査の回収率については、持続的な取組により回収率が上昇しており、より効果的な事業展開を図るため、引き続き、回収率を高めるよう取り組む。</p> <p>・開催日程については、教育関係者等の参加を考慮し、夏休み期間の短縮の対策として8月上旬の開催とし、引き続き、関係団体等の参加呼びかけを行い、参加者の増加を図る。</p>
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	尼崎人権啓発協会補助金	394A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和56年度		項	05 社会福祉費
			目	55 人権啓発費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	同和問題を含む幅広い人権問題の解決に向けた人権啓発団体としての機能が発揮できるよう支援を行う。
対象(誰を・何を)	公益社団法人 尼崎人権啓発協会
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現
事業概要	あらゆる人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げ、その解決に寄与することを目的とした公益社団法人尼崎人権啓発協会に対して補助金を支出する。
実施内容	<p>公益社団法人 尼崎人権啓発協会の人権啓発活動事業に対して補助金を交付する。</p> <p>< 尼崎人権啓発協会の主な業務 ></p> <p>・地域啓発事業</p> <p>市内6箇所の地域総合センターと園田東会館を人権問題解決の拠点として、各地域の人権教育啓発促進委員会と連携して啓発事業を推進する。</p> <p>(1)地域啓発事業:16,093人</p> <p>人権問題講演会 テーマ「平和へ響け、三線の音色」(10/20)、指導者研修会(5回) 他</p> <p>地域市民交流促進事業 夏まつり(3回)、文化祭(6回)、地域交流もちつき大会(3回)</p> <p>各種団体の人権啓発事業への協力・助成(7団体)</p> <p>人権週間事業:啓発街頭キャンペーン 武庫地区(12/1)、園田地区、堂松北(12/2)、今北・堂松南(12/4)、立花中学校区(12/6)、小田地区(12/7)、ネットワーク協議会(12/8)、塚口本町(12/9)</p> <p>人権週間事業:各種講演会等 テーマ「災害から自分と家族の命・生活を守るために」(12/12)他</p> <p>(2)研修会、調査及び研究事業:844人</p> <p>通常総会記念講演会(5/29)、研修会の実施(11/29)、じんけんスタディツアーの実施、モニタリング事業の参画、人権問題資料コーナーの充実</p> <p>(3)人権問題に関する業務の受託業務</p> <p>巡回映画会、ハートフルシネマ・啓発映画選定委員会・視聴覚教材の貸出し、講師紹介、人権問題資料の斡旋</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	35,024	35,024	37,803	補助金 (29年度補助対象事業費の内訳) ・人件費:22,708千円 ・管理費:1,711千円 ・啓発事業費:10,605千円
負担金補助及び交付金	35,024	35,024	37,803	
人件費 B	880	875	476	
職員人工数	0.11	0.11	0.06	
職員人件費	880	875	476	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	35,904	35,899	38,279	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	35,904	35,899	38,279	

事業成果の点検

評価指標	人権問題に関する啓発事業の講演会、研修会への参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	21,000	達成年度	年度	27年度	20,398	28年度	24,533	29年度	22,774
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	本市の基本計画において協会が担う役割として、実施する事業の参加者数を本市全世帯数の1/10の約21,000人を目標値にしており、目標は達成しているものの、講演会等における参加者の減少により、全体の参加者数は前年度比で減少している。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自治体の責務である人権啓発を推進していくためには、多種多様な啓発手法が求められており、人権問題全般に関する啓発、特に地域における市民啓発を中心に取り組んでいる本協会と連携して啓発活動を展開することは、効果的であり、その活動を支援する必要がある。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	人権啓発を活動目的とする公益社団法人は、兵庫県下では本協会のみであるため、比較対象が存在しない。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状	
将来像	
内容	市民主体で進められる人権啓発の取組に対して必要な支援を行うものである。

総合評価

平成29年度の総合評価	本協会の行う各地域における住民交流や市民啓発の取組等は、本市の同和問題を始め、様々な人権問題に対する人権尊重意識の普及高揚に大きな役割を果たし、一定の成果をあげており、今後も引き続き、協会との連携を深めていくことが必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 ・人権啓発協会が、公共性の高い事業を多角的に展開し、安定的・継続的に事業運営を行うために、引き続き、連携を図りながら本市の人権啓発の推進にかかる事業実施を行う。 ・人権啓発協会が、今日的な人権問題等にも対応し、また受託事業を拡大し得るよう、引き続き、情報共有等の連携を図っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	人権啓発活動事業費	BZ4A	事業分類	ソフ事業
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)		款	50 教育費
事業開始年度	昭和38年度		項	35 社会教育費
			目	05 社会教育総務費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	教育委員会事務局	課	社会教育課
所属長名	久山 修司		

事業概要
 事業実施趣旨 人権啓発資料による啓発活動や、人権書道・人権作文の朗読や街頭啓発活動などの人権週間のつどいを法務局との協働開催で行うことにより、市民の人権意識の向上を目指すとともに、人権啓発講座等により人権意識の高揚、定着を図る。

対象 (誰を・何を) 市民

求める成果 (どのような状態にしたいか) 市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現に向けて生きる力や喜びを感じられる共生社会が実現している。

事業概要 市内在住の児童・生徒・幼児の保護者等を対象に広く人権啓発を行い、人権尊重の精神の普及を図る。

実施内容
 ・市民啓発活動事業(人権啓発冊子)
 やさしい社会をめざして「ダイバーシティ」をテーマに、人権啓発資料を作成し91,000部を配布。(保・幼・小・中・高及び施設、地域回覧等)毎年テーマを変え市民の人権意識の高揚と定着をめざす。
 ・人権週間のつどい事業
 平成29年度は、中学生人権作文に19校8,575編、小学生人権書道には42校3,516点の応募があり、選定された作文42編、書道45点の表彰を行うとともに、「人権の花」運動実施校・園に対し、感謝状を授与した。法務局等(人権擁護ネットワーク協議会)と連携して実施し、人権意識の高揚や定着を図る。
 ・人権教育巡回啓発講座事業
 市内幼稚園保護者対象の講座に講師を派遣し人権意識の向上を図る。平成29年度18園497人
 ・人権教育小集団学習事業
 人権教育小集団学習グループにおいて、人権問題の解決、人権尊重の精神の普及と徹底に役立つ学習活動を行っている。平成29年度は48グループを対象に事業を委託した。
 ・人権・同和教育振興事業
 人権・同和教育の正しい理解や人権意識の高揚を図るため、尼崎市人権・同和教育研究協議会へ、講演会や研究会などの事業を委託し実施する。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	3,365	3,331	3,468	
報償費	290	250	340	教養者謝礼等
需用費	356	392	447	啓発冊子印刷代等
委託料	2,712	2,689	2,668	「尼同教」事業委託金等
使用料及び賃借料	7		13	会場使用料
人件費 B	17,006	18,617	19,879	
職員人工数	1.25	1.27	1.25	
職員人件費	9,998	10,120	9,909	
嘱託等人件費	7,008	8,497	9,970	
合計 C (A+B)	20,371	21,948	23,347	
C 国庫支出金				人権文化県民運動推進補助金
県支出金	197	200	232	(補助率1/3)
市債				
その他				
一般財源	20,174	21,748	23,115	

事業成果の点検

評価指標	市民意識調査において「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合						%		
目標・実績	目標値	60	達成年度	年度	27年度	28年度	44	29年度	45
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		人権啓発活動によって、人権問題を自らの課題として受け止め「人権を身近な問題」と考える人権意識をもつ市民を増やしていくことを目標とする。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現に向けて生きる力や喜びを感じられる、「共に生きる」社会をつくるため、市民人権啓発冊子を発行したり、小集団学習事業を活発に行うことが、今後とも必要である。市民に人権問題を学ぶ場を提供していくことにより、「人権文化の息づくまち・あまがさき」を進めていく。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	基本的な人権が尊重される地域社会の実現を目指した事業であり、受益者負担を求めることは適切ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	事業内容を比較した場合、市民啓発資料の作成、人権啓発活動、人権・同和教育振興事業等に関する事業については、阪神間他都市と概ね同水準である。しかし、人権教育小集団学習事業のように、1年を通して継続的に学習を行っているグループ活動は他では見られない。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	現在、同事業内の人権教育小集団学習事業や人権・同和教育振興事業については外部委託しているが、その他の業務についてもNPO法人等関係団体との連携を進める中で実施するなどの手法も考えられる。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	市民が様々な人権問題について学び、社会に主体的に参加・参画できるよう行政と市民が協働し、人権意識の高いまちづくりを進める必要がある。
現状		
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	市民に人権を学ぶ教材等を提供することにより、市民が人権について考える機会となっている。人権教育小集団学習会においては、各校園のPTAを中心にして人権学習を行っている。同和問題だけでなく、子育てや高齢者問題等あらゆる人権に関する学習を通して、人権意識の高揚を図っている。また、毎年継続して取り組むことにより、人権意識の高揚が見られる。 ・尼同教が主催する講演会・研究会等は、今日的な人権課題を見据えた内容であり、広く市民を対象にした学習会を開催しているほか、日々、直接子どもに関わる教職員・保育士が研究会において、意見交換・討議を行う中で研鑽を行っており、人権意識の高揚に大きな役割を果たしている。(兵人教阪神地区大会が尼崎市で開催され、活発な研究・討議が行われた。)
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 人権教育小集団学習事業においては、同和問題等に対する学習をさらに深められ、具体的な資料の準備及び学習方法の改善を図る。 ・共働き家庭の増加等により、小集団学習グループの継続が難しい状況にある。現在活動しているグループの存続はもとより、より多くの市民に人権について学ぶ機会を提供する方法について、新たなアプローチから検討していく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	人権啓発リーダー育成事業費	BZ4K	事業分類	ソフト事業	
根拠法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			款	50 教育費
事業開始年度	昭和44年度			項	35 社会教育費
			目	05 社会教育総務費	

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	教育委員会事務局	課	社会教育課
所属長名	久山 修司		

事業実施趣旨	人権問題に対する正しい理解を深め、市民一人ひとりの人権が尊重された地域社会の実現に向け、市民の学習の促進と充実を図る。
対象(誰を・何を)	幼稚園、小学校、中学校在籍幼児児童生徒の保護者及び市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	人権問題を身近な問題と捉え、解決に向かうよう参加者同士のつながりを強めるとともに、地域へと広がっている。
事業概要	市民の自主的な人権学習の推進を図るため、市民グループリーダーの育成を行うとともに、指導者等を派遣し、人権意識の高揚を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育指導者派遣事業 人権についての見識と情熱を持ち、豊富な実践経験を有する12人を登録 人権学習のため、各種団体からの要請により、派遣する。 平成29年度実績 各地区公民館や市内各団体13カ所に派遣、延べ参加者 345人 人権啓発推進リーダー設置事業 平成29年度13人を教育長が委嘱。期間:1年 人権啓発オピニオンリーダー地区別研修会や小集団学習グループ研修会へ派遣し学習の支援を行う。 人権啓発オピニオンリーダー設置・研修事業 平成29年度48人を教育長が委嘱。期間:1年 市民に対する人権教育の浸透を図るため、毎月1回、各地区公民館において開催される学習会へ参加し、その成果を活かし、学習の推進等の活動を行う。

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	896	892	1,347	
報償費	830	789	1,216	講師謝礼
役員費	31	30	23	ボランティア保険料
使用料及び賃借料	4	7	13	研修会場使用料
需用費	31	66	95	
人件費 B	8,223	7,320	8,172	
職員人工数	0.87	0.85	0.90	
職員人件費	6,958	6,761	7,134	
嘱託等人件費	1,265	559	1,038	
合計 C (A+B)	9,119	8,212	9,519	
C 国庫支出金				人権文化市民運動推進補助金
の 県支出金	187	192	304	(補助率1/3)
市債				
その他				
内訳 一般財源	8,932	8,020	9,215	

事業成果の点検

評価指標	市民意識調査において「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合					単位	%	
目標・実績	目標値	60	達成年度	27年度	28年度	44	29年度	45
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		人権学習の推進を図るリーダーの育成等により、人権問題を自らの課題として受け止め、「人権を身近な問題」と考える人権意識をもつ市民を増やしていくことを目標とする。					

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現に向けて生きる力や喜びを感じられる社会をつくるため、人権啓発推進リーダーや人権教育指導者を活用した活発な活動が今後とも必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	基本的な人権が尊重される地域社会の実現を目指した事業であり、受益者負担を求めることは適切ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市では啓発事業そのものは実施しているが、リーダー育成事業としては例を見ない。ただし、啓発事業には本市と同様、研修会、講習会等の実施が含まれており、そういった実施事業の中から、人材を発掘するという考え方もあり、本市とは違った形でのリーダー育成になっていることが伺える。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	人権教育に関するリーダーを数多く育てることにより、リーダーを中心とした啓発運動を進める。また行政とリーダーである市民が連携をとりながら人権教育を進めていくことが今後必要となる。委託等については、NPO法人等関係団体との連携を進める中で実施するなどの手法も考えられる。		
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無			
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容	市民が様々な人権問題について学び、社会に主体的に参加・参画できるよう行政と市民が協働し、人権意識の高いまちづくりを進める必要がある。
	現状			
	将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進リーダーについては、小集団学習グループや地域の人権活動に助言者として参加し、学習活動を活性化させ、人権教育の推進を図っている。 人権教育指導者を活用することにより、市民の人権学習の充実を図っている。 オピニオンリーダーの設置及び研修では、次世代のリーダーを育てていくとともに、正しい知識を学習する中で、人権問題を身近な課題として受け止め、人権学習の広がりを推し進めている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 暮らしの中から派生する様々な人権問題を討議し、その成果を地域での活動に反映する。 人権啓発推進リーダーの研修内容の充実を図り、小集団学習事業等の助言者としての資質向上めざす。また、新たなリーダーの発掘を進める。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	人権・平和教育推進事業費	C01A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	社会教育法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)		款	50 教育費
事業開始年度	昭和52年度		項	35 社会教育費
			目	10 公民館費

施策	05 人権尊重・多文化共生	所属長名	伊藤 裕章
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	教育委員会事務局	課	中央公民館

事業実施趣旨	「核兵器、核廃絶平和都市宣言に関する決議」(昭和60年7月27日 尼崎市議会)を踏まえ、平和で豊かな福祉都市の実現に向け、平和に対する市民意識の醸成を図り、人類の平和を求める。また、国際化・高齢化・高度情報化などが進展してきている中、人権問題も新たな課題が生じてきている。これらの問題に対応した取り組みと人権感覚を高めることを目指す。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	平和を不断に希求する市民意識の醸成が図られ、人権問題について正しい認識と理解を深め地域社会において差別を許さない社会が形成されている。
事業概要	平和教育推進事業として講演会、巡回パネル展などを実施、平和を不断に希求する市民意識の醸成を図る。また、様々な人権問題に対する理解と差別をなくす意識の高揚のための講座を実施する。
実施内容	<p>尼崎市人権教育・啓発推進基本計画に基づき、講座を展開する。 平和で豊かな福祉社会の実現に向け、平和パネル展示、各種講座、講演会等を行う。</p> <p><平成29年度実績> 人権推進講座 9講座 9回 705人 ハートフルシネマ 12講座 12回 338人 オピニオンリーダー研修 6講座 52回 502人 平和教育推進事業 9講座 9回 5,024人</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	260	263	633	
報償費	249	235	567	講師謝礼
需用費	11	28	60	資料作成用消耗品
使用料及び賃借料			6	施設使用料
人件費 B	19,721	18,822	20,472	
職員人工数	2.29	2.23	2.09	
職員人件費	16,074	15,394	15,454	
嘱託等人件費	3,647	3,428	5,018	
合計 C (A+B)	19,981	19,085	21,105	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	19,981	19,085	21,105	

事業成果の点検

評価指標	講座参加者数	単位	人						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	7,552	28年度	6,196	29年度	6,569
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 人権推進講座では、子どもの人権問題を含む多様な講座を実施し、また平和教育推進事業では、広島原爆の語り部による講演会「ヒロシマ72年の記憶」等を実施し、平和に目を向け、命の大切さや平和の尊さを考える機会を提供することができた。 目標値や達成年度については、人権尊重、平和の希求が普段の努力により保持されるものであり、設定することは適当ではないため記載せず。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	より多くの方々に人権問題に対する正しい知識や平和の大切さを広めるため、各事業の開催を通じて、人権、平和に対する市民意識の啓発、醸成を図り、次世代に引き継いでいくことが必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	社会教育の中心的課題の一つであり、受益者負担を求める性質の事業ではない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても人権推進講座、平和教育推進事業ともに必要課題として無料講座を実施している。 両講座とも市長部局で実施している市や教育委員会事務局と市長部局との取り組みという双方で実施している市もある。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	人権・平和という人類の普遍的な課題について、その学びの場を社会教育の中核施設である公民館が取り組んでいくべき事業である。

協働の領域		市民の領域					行政の領域					内容
	現状	A	B	C	D	E						
	将来像											講座の実施にあたって、公民館が主体性を持ち、幅広く市民団体等に参加を呼びかけ、人権・平和の輪を協働の取り組みとして広げていく必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	人権尊重や平和の大切さを市民の間に定着させていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として受け止めていく必要がある。人権・平和に関する学習機会や情報提供の場として、本事業は重要な役割を果たしている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 人権・平和推進事業の内容を精査し、今後とも様々なテーマで講座を実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費	382M	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			
事業開始年度	平成27年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	50 地域総合センター費			

施策	05 人権尊重・多文化共生				
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組				
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課	所属長名	後藤 真弓

事業概要	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター上ノ島を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象 (誰を・何を)	市民等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:社会福祉法人 いきいきのびのび <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和48年(本館)、昭和56年(分館) 延床面積 1,055.16㎡(本館)、350.70㎡(分館) 構造 鉄筋コンクリート造2階建て(本館)、鉄筋コンクリート造1階建て(分館) 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関すること。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関すること。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること等。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	41,603	41,523	41,523	
委託料	41,603	41,523	41,523	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	43,203	43,512	43,584	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他	869	972	919	地域総合センター使用料等
内 一般財源	42,334	42,540	42,665	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費	382N	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市人権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			
事業開始年度	平成27年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	50 地域総合センター費			

施策	05 人権尊重・多文化共生				
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組				
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課	所属長名	後藤 真弓

事業概要	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター神崎を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象 (誰を・何を)	市民等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:特定非営利活動法人 スマイルひろば <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和55年、平成27年 延床面積 841.70㎡(昭和55年:602.08㎡、平成27年:239.62㎡) 構造 昭和55年:鉄筋コンクリート造2階建て、平成27年:鉄骨造1階建て 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関すること。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関すること。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること等。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	33,662	33,649	33,649	
委託料	33,662	33,649	33,649	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	35,262	35,638	35,710	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他	395	458	393	地域総合センター使用料等
内 一般財源	34,867	35,180	35,317	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費	382P	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市民権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			
事業開始年度	平成27年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	50 地域総合センター費			

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター水堂を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:一般社団法人 水堂総合センター運営委員会 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和49年(本館)、昭和56年(分館) 延床面積 763.43㎡(本館:水堂保育所除く)、583.88㎡(分館) 構造 鉄筋コンクリート造2階建て(本館)、鉄筋コンクリート造2階建て(分館) 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関する事。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関する事。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関する事。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	39,152	39,101	39,101	
委託料	39,152	39,101	39,101	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,752	41,090	41,162	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源	388	436	415	地域総合センター使用料等
内 其他				
訳 一般財源	40,364	40,654	40,747	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費	382Q	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市民権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			
事業開始年度	平成27年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	50 地域総合センター費			

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
所属長名	後藤 真弓		

事業概要

事業実施趣旨	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター今北を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:特定非営利活動法人 人権センター東今北 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和46年 延床面積 2,166.83㎡(今北保育所除く) 構造 鉄筋コンクリート造2階建て 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関する事。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関する事。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関する事。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	41,550	41,523	41,523	
委託料	41,550	41,523	41,523	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	43,150	43,512	43,584	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源	446	481	448	地域総合センター使用料等
内 其他				
訳 一般財源	42,704	43,031	43,136	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費	382R	事業分類	施設管理運営	
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市民権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度			項	05 社会福祉費
			目	50 地域総合センター費	

施策	05 人権尊重・多文化共生				
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組				
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課	所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター南武庫之荘を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:特定非営利活動法人 シンフォニー <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和57年 延床面積 1,952.42㎡ 構造 鉄筋コンクリート造2階建て 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関すること。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関すること。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること等。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	39,612	39,561	39,561	
委託料	39,612	39,561	39,561	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	41,212	41,550	41,622	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源内訳				
その他	420	423	422	地域総合センター使用料等
一般財源	40,792	41,127	41,200	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費	382S	事業分類	施設管理運営	
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市民権教育・啓発推進基本計画(評価:無)			款	15 民生費
事業開始年度	平成27年度			項	05 社会福祉費
			目	50 地域総合センター費	

施策	05 人権尊重・多文化共生				
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。				
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組				
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課	所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センター塚口を設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行う。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センターの管理運営業務(施設管理、貸館業務、設置目的達成のための事業実施など)
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から指定管理者制度を導入 指定期間:平成27～31年度(5年間) 1期目 指定管理者:株式会社 ハウスビルシステム <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工 昭和49年、昭和55年 延床面積 1,321.42㎡(昭和49年:837.71㎡、昭和55年:438.71㎡) 構造 昭和49年:鉄筋コンクリート造3階建て、昭和55年:鉄筋コンクリート2階建て 開館時間 平日9:00～21:00 第2・第4土9:00～17:00(祝日は休館) <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的を達成するための事業の実施に関すること。(市民相互の交流の促進、人権啓発、地域住民の人権相談・自立支援等) 総合センターの利用の許可、その取り消しその他総合センターの利用に関すること。 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること等。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	37,883	37,815	37,815	
委託料	37,883	37,815	37,815	指定管理委託料
人件費 B	1,600	1,989	2,061	
職員人工数	0.20	0.25	0.26	
職員人件費	1,600	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	39,483	39,804	39,876	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源内訳				
その他	961	987	933	地域総合センター使用料等
一般財源	38,522	38,817	38,943	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域総合センター整備事業費	383A	事業分類	ハード事業
根拠法令	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
			目	50 地域総合センター費

施策	05 人権尊重・多文化共生		
展開方向	05-2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。		
行政の取組	05-2-1 人権問題の啓発と人権教育の取組		
局	市民協働局	課	ダイバーシティ推進課
		所属長名	後藤 真弓

事業概要

事業実施趣旨	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センターを設置。その目的を効果的・効率的に実現させるため、施設の整備を行う。
対象 (誰を・何を)	地域総合センター水堂
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」こと。
事業概要	地域総合センター水堂の空調機器更新
実施内容	地域総合センター水堂の空調機器更新 工期：平成30年2月5日～3月14日 経費 864,000円

事業費

(単位：千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	25,469	864	0	
備品購入費	2,190	864		
工事請負費	23,203			
需用費	76			
人件費 B	6,078	80	0	
職員人工数	0.76	0.01		
職員人件費	6,078	80		
嘱託等人工数				
合計 C (A+B)	31,547	944	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	31,547	944	0	